

浜松市条例第 28 号

浜松市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する
条例の一部を改正する条例

浜松市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成
19 年浜松市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
<p>(議員の定数)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項の規定に基づき、浜松市議会の議員（以下「議員」という。）の定数は、<u>46 人</u>とする。</p> <p>(各選挙区において選挙すべき議員の数)</p> <p>第 2 条 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 15 条第 8 項の規定に基づき、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。</p>		<p>(議員の定数)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項の規定に基づき、浜松市議会の議員（以下「議員」という。）の定数は、<u>44 人</u>とする。</p> <p>(各選挙区において選挙すべき議員の数)</p> <p>第 2 条 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 15 条第 8 項の規定に基づき、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。</p>	
選挙区	選挙すべき議員の数	選挙区	選挙すべき議員の数
中央区	<u>34 人</u>	中央区	<u>33 人</u>
(略)		(略)	
天竜区	<u>3 人</u>	天竜区	<u>2 人</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される浜松市議会の議員の一般選挙について適用する。

(あらし)

この条例は、浜松市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を削減するものです。